

自動はかり※¹を製造(修理)している場合は、 製造(修理)事業者の届出が必要※²です。

※1：対象となる自動はかりの種類等は、別添チラシ「自動はかりの製造・修理事業者届出を開始しました」をご覧ください。

※2：**平成30年9月30日まで**に届け出書を都道府県に提出する必要があります。

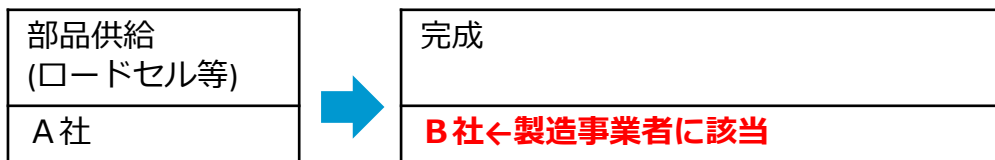
○自動はかりの「製造」とは

計量法では、「製造」とは「計量器を完成させること」と解釈しています。

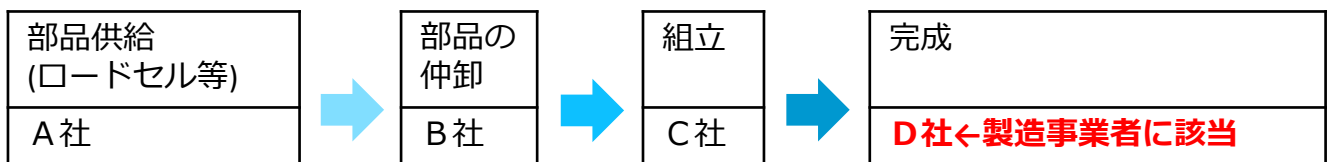
すなわち、部品の製造はもとより、特定計量器を完成する工程以外の工程は、たとえ、その工程が全工程の圧倒的な部分を占めているように、製造という概念には含まれないと解釈しています。

【参考】特定計量器の製造工程

<ケース1>



<ケース2>



○製造(修理)事業者の義務

- 製造(修理)したはかりを出荷する前に検査を行う必要があります。
(検査規定の整備、基準分銅の保有が必要。)
- 毎年度製造(修理)実績を届け出る必要があります。

お問い合わせ先

- ・法律の施行・主旨に関すること：
経済産業省産業技術環境局計量行政室（電話番号03-3501-1688）
- ・届出手続きに関すること：
工場又は事業所の所在の都道府県の計量関係窓口まで（連絡先は裏面に記載）

各都道府県の計量関係窓口

名称	電話番号	名称	電話番号
北海道計量検定所	011-572-1771	滋賀県計量検定所	077-563-3145
青森県商工労働部商工政策課 計量検定グループ	017-739-8555	京都府計量検定所	075-441-8335
岩手県商工労働観光部 商工企画室管理担当	019-629-5528	大阪府計量検定所指導課	072-873-4482
宮城県計量検定所	022-247-1641	兵庫県産業労働部 産業振興局工業振興課	078-341-7711
秋田県産業労働部産業政策課	018-860-2211	奈良県産業振興総合センター生活・産業技術研究部計量検定室	0742-30-4705
山形県商工労働部産業政策課	023-630-2115	和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工観光労働総務課	073-441-2713
福島県計量検定所	024-521-7655	鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課	0857-26-7601
茨城県計量検定所	029-221-2763	島根県商工労働部商工政策課	0852-22-6627
栃木県計量検定所	028-667-9425	岡山県産業労働部産業企画課	086-241-0561
群馬県計量検定所	027-263-2436	広島県商工労働局イノベーション推進チーム（計量検定）	082-513-3335
埼玉県計量検定所	048-652-2171	山口県計量検定所	083-985-1710
千葉県計量検定所	043-251-7209	徳島県立工業技術センター計量・計測担当	088-669-6369
東京都計量検定所	03-5617-6635	香川県計量検定所	087-881-2517
神奈川県計量検定所	045-421-3484	愛媛県計量検定所	089-947-4001
新潟県計量検定所	0256-36-2240	高知県計量検定所	088-845-7770
山梨県計量検定所	055-261-9130	福岡県計量検定所	092-939-1543
長野県計量検定所	0263-47-4006	佐賀県県民環境部くらしの安全安心課	0952-25-7069
岐阜県計量検定所	058-254-8188	長崎県計量検定所	095-844-9892
静岡県計量検定所	054-278-8311	熊本県産業技術センター総務管理室計量検定グループ	096-368-2101
愛知県計量センター	052-603-6300	大分県産業科学技術センター計量検定担当	097-596-7102
三重県計量検定所	059-223-5071	宮崎県計量検定所	0985-58-2929
富山県計量検定所	076-422-0551	鹿児島県計量検定所	099-269-5161
石川県計量検定所	076-241-4157	沖縄県計量検定所	098-889-2775
福井県計量検定所	0776-21-8218		